

定款

特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォ

特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、声楽を中心とした音楽芸術に関する研究、演奏家の育成、普及及び交流活動を行うとともに、器楽や作曲など多様な分野の音楽家との相互交流を促進し、公演活動を通じて音楽文化の発展に寄与することを目的とする。併せて、音楽を活用した教育、福祉の増進に関する活動及びボランティア活動を推進し、地域社会の文化的・福祉的な向上に貢献するとともに、会員相互の連帯と協力の場を提供することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 音楽芸術に関するコンサート、リサイタル、オペラ公演の企画・開催事業
- (2) 専門家から一般市民までを広く対象とした、音楽芸術に関する教育・研究及び人材育成事業
- (3) 高齢者施設、病院、福祉施設等におけるアウトリーチ演奏及び音楽ボランティア活動
- (4) 音楽を通じた地域文化の継承、地域活性化及びまちづくりの推進に関する事業

- (5) 音楽芸術に関する研究成果の公表、広報、及び情報発信事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の5種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 研究生 この法人の目的に賛同して入会した学生及び若手研究者
- (3) 特別会員 この法人の目的に賛同して入会した、専門的な知識を有する者又は本法人に功労のあった者
- (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (5) 団体賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条

- 1 会員の入会については、特に条件を定めない。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条

- 1 この法人に次の役員を置く。
 - (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条

- 1 理事及び監事は、総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述

べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条

- 1 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を執行しなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条

- 1 この法人に、事務局長その他職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄

(開催)

第 23 条

- 1 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 24 条

- 1 総会は、第 23 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第 23 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 27 条

- 1 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条

- 1 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、第 27 条第 2 項、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 役員の職務及び報酬
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。なお、電磁的方法（電子メール等）による通知もこれに含まれる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

- 1 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事が理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が

当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(表決権等)

第36条

- 1 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条

- 1 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第35条第3項の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした理事の氏名
 - (3) 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 42 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条

- 1 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第50条

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
 - (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残余する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において議決されたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、法人ホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

役職名	氏名
理事長	春日 保人
副理事長	春日 信子
理事	木村 久美子
理事	佐藤 真木子
理事	福田 恵加
理事	兼武 尚美
監事	石原 京子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 9 年 3 月 15 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | |
|----------|-----|---------|
| (1) 正会員 | 年会費 | 5,000 円 |
| (2) 研究生 | | 0 円 |
| (3) 特別会員 | | 0 円 |

- (4) 賛助会員 年額一口 3,000 円、一口以上
- (5) 団体賛助会員 年額一口 5,000 円、一口以上

役員名簿

法人名：特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォ

役名 (役職名)	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事 (理事長)	春日 保人		無
理事 (副理事長)	春日 信子		無
理事	木村 久美子		無
理事	佐藤 真木子		無
理事	福田 恵加		無
理事	兼武 尚美		無
監事	石原 京子		無

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

音楽は、言葉を超えて人々の心を結びつけ、地域社会の絆を深める力を持っています。熊本市を拠点とする私たちは、この芸術文化が持つ豊かさを長年大切にしてきました。現代は生成 AI やデジタル化が加速し、効率性が重視される時代ですが、だからこそ、生身の人間が同じ空間で笑い合い、共に声を響かせ、感情を分かち合う「人間味あふれるつながり」の価値が、これまで以上に切実に求められています。

当団体は、1988年の発足以来、35年以上にわたり「音楽を通じた人間賛歌」を追求してきました。私たちの根底にあるのは、地域の人々が音楽を通じて笑い合い、支え合える場を作ることです。特筆すべきは、プロの音楽家とアマチュアの愛好家が垣根を超えて一体となり、共に切磋琢磨しながら一つの舞台を作り上げる「共創」の姿勢です。プロの研鑽された技術と愛好家の純粋な情熱が混ざり合い、難曲や現代作品さえも「面白がって」挑戦する情熱的な団体の在り方を、私たちは何よりも大切にしています。演奏、研究、福祉を三本柱とし、困難な課題さえも笑い飛ばして前進する「生きる力」としての音楽を地域に根付かせることが、私たちの使命です。

これまで熊本芸術文化学術振興市民財団より「第1回市民財団奨励賞」を拝受するなど、多年にわたる活動に対し社会的な評価をいただけてまいりました。この独自の音楽文化を一過性のものにせず、次世代へ「文化のバトン」として確実に受け継いでいくためには、組織の永続性と透明性の確立が不可欠です。法人格を取得することで、社会的信頼を基盤とした地域・行政との強固な連携を実現します。生きた音楽がもたらす人間味あふれる交流の場を、未来にわたって安定的に提供し続け、芸術性と人間性が調和した豊かな地域社会の創造に寄与することを目指し、ここに「特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォ」を設立いたします。

2 申請に至るまでの経過

- | | |
|---------|--|
| 1988年1月 | 熊本市において有志により音楽団体「グループ・ヴィーヴォ」を発足。第1回「VOCAL Concert」を開催。 |
| 1990年代 | 地域に根差した「ピッコロコンサート」シリーズを継続的に開催し、声楽・オペラの普及に努める。 |
| 2000年代 | 日本初古楽器オーケストラによるモーツァルト《フィガロの結婚》全幕等の本格的な芸術活動に加え、『いのちの電話』クリ |

- スマスチャリティーコンサート立ち上げに寄与するなど、社会貢献活動を開始。
- 2010年代 東日本大震災支援チャリティーやスクールコンサート、専門家による演技講座の開催など、活動の場を福祉・教育・研究分野へと拡大。
- 2014年～
2022年 長年の地域文化への貢献が認められ、「第1回市民財団奨励賞」熊本芸術文化学術振興市民財団（グループ・ヴィーヴォ）、「第38回信友社賞」公益財団法人信友社（元代表・春日幸雄 / 事務局長・春日信子 個人）、「第5回市民財団奨励賞」熊本芸術文化学術振興市民財団（事務局長・春日信子 個人）、「第56回熊本県文化懇話会賞」熊本県文化懇話会（事務局長・春日信子 個人）、「第20回公德賞」一般財団法人熊本公德会（元代表・春日幸雄 / 事務局長・春日信子）を相次いで受賞。
- 2023年5月 代表を春日保人が引き継いだことを機に、35年にわたる伝統を守りつつ、現代社会の要請に応える機動力ある組織への転換を目指し、活動を開始。
- 2024年 活動開始から35年を節目に、活動の永続性を確保し、次世代へ音楽文化のバトンを渡す組織基盤を構築するため、法人化に向けた検討を開始。活動の社会的責任を再認識する。
- 2025年1月 オラトリオ《光のみちを 細川ガラシャの愛》委嘱初演など、地域文化を反映した創作活動を推進。
- 2026年1月 設立総会を開催。定款、事業計画、役員等を決定し、特定非営利活動法人としての申請に至る。

令和8年1月11日

法人名 特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォ
設立代表者 春日 保人

(法第10条第1項関係様式例)

初年度事業計画書

設立の日から令和8年12月31日まで

法人名: 特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォ

1 事業実施の方針

本年度は当法人の設立初年度であり、組織基盤の確立を図ると同時に、活動拠点である熊本が大きな節目を迎える年でもある。任意団体として35年以上にわたり培ってきた音楽理念を継承し、以下の4つの柱を重点方針として事業を実施する。

1. 熊本地震から10年を迎える「心の復興」と地域文化の発信

熊本地震から10年の節目に際し、音楽を通じて震災の記憶を次世代へ語り継ぎ、平和への祈りを捧げる活動を最優先事項とする。具体的には、市民が日常の中で芸術に触れる「平和祈念フラッシュモブ」を法人設立前に実施し、熊本から全国へ向けて「復興の歩み」と「生きる力としての音楽」を力強く発信した。引き続き、この理念を法人活動の根幹に据え、地域文化の発信に取り組む。

2. プロとアマチュアの「共創」による人間味あふれる芸術活動の展開

プロの演奏家の高い専門性と、音楽を愛する市民（アマチュア）の純粋な情熱が垣根を超えて一体となり、共に一つの舞台を作り上げる「共創」の姿勢を堅持する。難曲や現代作品に対しても、会員・参加者が互いに支え合い、「面白がって挑戦する」という当法人独自の活力を活かすことで、単なる技術向上にとどまらない、人間味あふれる豊かな表現活動を追求する。

3. デジタル社会における「生の響き」と「対面の交流」の重視

AI技術やデジタル化が加速する社会において、あえて同じ空間で声を響かせ、互いの感情を分かち合う「実体験」の価値を重視する。コンサートやワークショップ等の事業を通じ、多世代の市民が直接つながり、笑い合える場を創出することで、地域社会における孤独の解消と温かなコミュニティの再生に寄与する。

4. 適正な法人運営と社会的信頼の構築

特定非営利活動法人として、運営の透明性と公正性を確保し、持続可能な活動体制を構築する。行政、他団体、教育機関等との連携を強化し、より広範な市民が受益対象となる事業運営を行うことで、社会的信頼の向上に努め、熊本の音楽文化を未来へつなぐ「バトン」としての役割を果たす。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従 事 者 の 予 定 人 数	受 益 対 象 者 の 範 囲 及 び 予 定 人 数	支 出 見 込 額 (千 円)
(1) 音楽芸術に関するコンサート、リサイタル、オペラ公演の企画・開催事業	1. 第9回ふるさとの宝を！ コンサート 地域に根差した音楽文化の振興を図る。出演協力として。	8月 8日	熊本県立 劇場コン サートホ ール	60 名	一般市民 1,000名	0
(2) 専門家から一般市民までを広く対象とした、音楽芸術に関する教育・研究及び人材育成事業	1. ヘンデル作曲 オラトリオ 《メサイア》全曲演奏に向けた公開セミナー・マスタークラス及び練習 令和9年のコンサートに向けて、プロとアマチュアの共創による芸術向上の場を提供する。	1月 1日～ 12月 31日	熊本県立 劇場 練習室 等・平成 音楽大学	60 名	会員・一般 市民 100名	595
(3) 高齢者施設、病院、福祉施設等におけるアウトリーチ演奏及び	本年度の実施予定はない。					0

音楽ボランティア活動						
(4) 音楽を通じた地域文化の継承、地域活性化及びまちづくりの推進に関する事業	本事業は令和8年4月18日に任意団体として実施済みのため、法人設立後の実施予定はない。					0
(5) 音楽芸術に関する研究成果の公表、広報、及び情報発信事業	公式ホームページ、SNS等による情報発信。	随時	Webサイト、SNS	1名	一般市民	0

初年度 活動予算書

設立の日から令和8年12月31日まで

(法人名：特定非営利活動法人グループ・ヴィーヴォ)

科目	金額 (単位：円)	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	60,000	
賛助会員受取会費	18,000	
団体賛助会員受取会費	5,000	83,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
ふるさとの宝を！コンサート 事業収益	0	
公開セミナー・マスタークラス及び練習 事業収益	90,000	
	0	
	0	90,000
5 その他収益		
受取利息		
雑収入		0
経常収益計		173,000
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
臨時雇賃金	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
謝金	300,000	
旅費交通費	230,000	
通信運搬費	20,000	
印刷製本費	5,000	
事務消耗品費	10,000	
備品費	0	
水道光熱費	0	
会場費	30,000	
保険料	0	
会議費	0	
楽器賃貸費	0	
雑費	0	
その他経費計	595,000	
事業費計		595,000
2 管理費		
(1) 人件費	0	
役員報酬	0	
給料手当	0	
法定福利費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
旅費交通費	10,000	
通信運搬費	10,000	
印刷製本費	0	
消耗品費	0	
備品費	0	
水道光熱費	0	
地代家賃	0	
保険料	0	
会議費	10,000	
雑費	5,000	
その他経費計	35,000	
管理費計		35,000
経常費用計		630,000
当期経常増減額		(457,000)
III 経常外収益		
経常外収益計	0	0
IV 経常外費用		
経常外費用計	0	0
当期正味財産増減額		(457,000)
設立時正味財産額		78,000
次期繰越正味財産額		(379,000)

活動予算書の注記（初年度）

法人名：特定非営利活動法人グルッポ・ヴィーヴォ

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。

また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

(3) ボランティアによる役務の提供

ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位:円

科目	ふるさとの宝を！コンサート 事業費	公開セミナー・マスタークラス及び練習 事業費			合計
(1) 人件費	0	0			0
役員報酬	0	0			0
給料手当	0	0			0
臨時雇賃金	0	0			0
法定福利費	0	0			0
人件費計	0	0			0
(2) その他経費	0				
謝金	0	300,000			300,000
旅費交通費	0	230,000			230,000
通信運搬費	0	20,000			20,000
印刷製本費	0	5,000			5,000
事務消耗品費	0	10,000			10,000
備品費	0	0			0
水道光熱費	0	0			0
会場費	0	30,000			30,000
保険料	0	0			0
会議費	0	0			0
楽器賃貸費	0	0			0
雑費	0	0			0
その他経費計	0	595,000	0	0	595,000
合計	0	595,000	0	0	595,000

(法第10条第1項関係様式例)

翌年度事業計画書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

法人名：特定非営利活動法人グルッポ・ヴィーヴォ

1 事業実施の方針

設立2次年度となる本年度は、前年度に確立した組織基盤を背景に、当法人の音楽理念である「プロとアマチュアの共創」を象徴する大規模プロジェクトを軸に据える。また、単なる公演の開催にとどまらず、そこに至るまでの研鑽の過程（セミナー・レッスン）を重視し、地域社会における「生身の人間味あふれる文化活動」を深化させるため、以下の方針を掲げる。

1. 世界的名作《メサイア》全曲演奏を通じた共創と研鑽の深化

本年度の最重点事業として、ヘンデル作曲《メサイア》全曲演奏会を挙げる。プロの演奏家の高い技術と、公募を含むアマチュア合唱団の情熱を融合させ、地域における芸術水準の向上を図る。また、公演に向けた個別レッスンおよび合同リハーサルを本事業の不可欠な一環と位置づけ、出演者一人ひとりが作品への深い理解と確かな技術を身につけ、共に一つの舞台を創り上げる「成長と共感のプロセス」を最重視する。

2. 「無茶を面白いがる」挑戦心の継承と、人間性の回復

大曲への挑戦という、一見無茶とも思える目標に対し、世代を超えた愛好家が「面白がって」群がってくるような、グルッポ・ヴィーヴォ独自の活気溢れる活動を推進する。デジタル社会の中で希薄になりがちな「人間が声を合わせることによる感動」を共有し、困難な課題を笑い合いながら乗り越える体験を通じて、参加者および観客の精神的な豊かさと、強固なコミュニティ形成に寄与する。

3. 地域文化の継承と、音楽による社会貢献の継続

シアーズホーム夢ホール（熊本市民会館）という地域の象徴的な場での大規模公演を通じ、熊本の文化レベルの高さを広く発信する。同時に、これらの公演に向けた準備期間においても、地域の音楽愛好家や青少年への門戸を広げ、次世代へ「音楽文化のバトン」を渡す活動を継続する。また、演奏活動で得られた成果を、地域の福祉施設や教育現場での活動へ還元し、音楽による社会福祉の増進に努める。

4. 持続可能な運営体制の確立と信頼の向上

大規模事業の実施にあたっては、適正な収支管理と透明性の高い運営を徹底し、社会的信頼の一層の向上を図る。寄付金や助成金、公演収益を適切に活用し、法人としての持続可能性を高めるとともに、熊本の文化振興の担い手として行政や他団体との連携をさらに強化する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込額(千円)
(1) 音楽芸術に関するコンサート、リサイタル、オペラ公演の企画・開催事業	ヘンデル作曲オラトリオ《メサイア》全曲演奏会 プロとアマチュアの共創による、地域文化の集大成としての公演。公演に向けた個別レッスンおよび合同リハーサルを含む。	1月23日	シアーズホーム夢ホール (熊本市民会館)	80名	一般市民 1,000名	5,340
(2) 専門家から一般市民までを広く対象とした、音楽芸術に関する教育・研究及び人材育成事業	音楽芸術の研鑽のための定期研究会・ワークショップ 《メサイア》公演後も活動の継続性を確保し、次期プロジェクトに向けた技術向上と学術的探求の場を提供する。	2月～ (随時)	熊本県立劇場練習室等	10名	正会員・研究生 50名	360

<p>(3) 高齢者施設、病院、福祉施設等におけるアウトリーチ演奏及び音楽ボランティア活動</p>	<p>福祉施設・教育機関等でのアウトリーチ演奏活動 公演の成果を地域社会へ還元し、音楽による福祉の増進を図る。</p>	<p>随時</p>	<p>熊本市内の各施設</p>	<p>10名</p>	<p>施設利用者等 200名</p>	<p>10</p>
<p>(4) 音楽を通じた地域文化の継承、地域活性化及びまちづくりの推進に関する事業</p>	<p>前年度に実施済みのため、本年度の実施予定はない。</p>					<p>0</p>
<p>(5) 音楽芸術に関する研究成果の公表、広報、及び情報発信事業</p>	<p>公式ホームページ、SNS等による情報発信</p>	<p>随時</p>	<p>Webサイト、SNS</p>	<p>1名</p>	<p>一般市民</p>	<p>0</p>

翌年度 活動予算書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

(法人名：特定非営利活動法人グルッポ・ヴィーヴォ)

科目	金額 (単位：円)		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	60,000		
賛助会員受取会費	18,000		
団体賛助会員受取会費	5,000	83,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	620,000	620,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	2,220,000	2,220,000	
4 事業収益			
メサイア公演 事業収益	3,200,000		
ワークショップ 事業収益	50,000		
アウトリーチ 事業収益	0		
協賛金収益	700,000	3,950,000	
5 その他収益			
受取利息			
雑収入		0	
経常収益計			6,873,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	100,000		
臨時雇賃金	0		
法定福利費	0		
人件費計	100,000		
(2) その他経費			
謝金	2,600,000		
旅費交通費	1,000,000		
通信運搬費	30,000		
印刷製本費	350,000		
記録費	200,000		
会場費	800,000		
広告宣伝費	300,000		
楽器貸貸費	300,000		
支払手数料	20,000		
雑費	10,000		
その他経費計	5,610,000		
事業費計		5,710,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
旅費交通費	20,000		
通信運搬費	10,000		
印刷製本費	0		
消耗品費	10,000		
備品費	0		
水道光熱費	0		
地代家賃	0		
保険料	0		
会議費	30,000		
雑費	10,000		
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用計			5,790,000
当期経常増減額			1,083,000
III 経常外収益			
経常外収益計		0	0
IV 経常外費用			
経常外費用計		0	0
当期正味財産増減額			1,083,000
前期繰越正味財産額			(379,000)
次期繰越正味財産額			704,000

活動予算書の注記（翌年度）

法人名：特定非営利活動法人グルッポ・ヴィーヴォ

1. 重要な会計方針

活動予算書の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- (2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また計上額の算定方法は「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。
- (3) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記しています。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 事業費の内訳

単位：円

科目	メサイア公演 事業費	ワークショップ 事業費	アウトリーチ 事業費	事業費	合計
(1) 人件費					
役員報酬	0	0	0	0	0
給料手当	100,000	0	0	0	100,000
臨時雇賃金	0	0	0	0	0
法定福利費	0	0	0	0	0
雑給	0	0	0	0	0
人件費計	100,000	0	0	0	100,000
(2) その他経費					
謝金	2,400,000	200,000	0	0	2,600,000
旅費交通費	900,000	100,000	0	0	1,000,000
通信運搬費	25,000	5,000	0	0	30,000
印刷製本費	340,000	10,000	0	0	350,000
記録費	200,000	0	0	0	200,000
会場費	750,000	40,000	10,000	0	800,000
広告宣伝費	300,000	0	0	0	300,000
楽器賃貸費	300,000	0	0	0	300,000
支払手数料	20,000	0	0	0	20,000
雑費	5,000	5,000	0	0	10,000
その他経費計	5,240,000	360,000	10,000	0	5,610,000
合計	5,340,000	360,000	10,000	0	5,710,000